

令和8年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省高等教育局私学部私学行政課）

項目名	学校法人に係る指定寄附金制度の充実及び手続の簡素化		
税目	法人税		
要望の内容	<p>学校法人のうち、企業等の法人寄附の実績が一定以上のものであって、寄附金募集に係る手続や寄附金の使途等についての公共性・透明性等を担保するための要件を満たすものへの法人寄附について、新たに指定寄附金として全額損金算入の対象となるよう、指定対象の拡大を図る。また、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）を経由した受配者指定寄付金の配付等の手続にあたり、一定の要件を満たす寄附金については、寄附金の配付手続を不要とする等、手続を簡素化する。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業等法人からの大学をはじめとする私立学校に対する寄附に係る税制上の優遇措置として、事業団の受配者指定寄付については、寄附全額を損金算入することが可能となっており、企業等法人からの寄附による私立大学等の経営基盤の強化や、寄附を通じた私立大学等と産業界との連携強化につながっている。</p> <p>我が国の産業競争力の強化や地域の産業を支える人材の輩出において、私立大学等は極めて重要な役割を担っており、寄附金収入の増加による教育研究機能の向上による成果は、社会全体にも還元されるものであることから、私立大学等に対する寄附金の一層の充実を促進することが重要である。</p> <p>このため、学校法人のうち、一定の要件を満たすものについては、学校法人が企業等法人から直接寄附を受けた場合も、企業等法人が当該寄附金額の全額を損金算入できるよう、指定対象の拡大を図る。</p> <p>加えて、現在の事業団の受配者指定寄付の更なる活用に向け、事業団による寄附金の配付等の手続を簡素化することで、一層の制度の活用を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>事業団の受配者指定寄付を活用した企業等法人からの寄附の促進は、私立大学等の経営基盤の強化に資することはもとより、寄附を通じた連携強化にも好影響をもたらしており、今後更に産学連携・産学融合を進め、教育研究機能の強化を図ることが求められる。</p> <p>一方で、事業団の受配者指定寄付は、事業団への申請の手続や事業団による審査等が必要となっており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業団による審査の存在により寄附者が寄附を躊躇したり、寄附依頼が困難となったりする場合がある ② 事業団からの寄附金の配付時期が遅くなる ③ 学校法人の事務が増大する <p>等の運用上の課題に関する声が私立大学等からあがっている。</p> <p>企業等法人からの貴重な寄附の機会を確実に成果に繋げていくことが必要であり、企業等法人の寄附に対する心理的ハードルの除去や、学校法人が本制度を活用する際の負担軽減を図る観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校法人のうち、法人寄附の実績が一定以上のものであって、寄附金募集に係る手続きや寄附金の使途等についての公共性・透明性等を担保するための要件を満たすものへの法人寄附について、全額損金算入の対象となるよう、指定対象を拡大する ② 事業団の受配者指定寄付金について、教育研究のための基金等について、事業団による事前の審査により、寄附金配付時の審査を不要とするなど、手続を簡素化するとともに、一定の要件を満たす目的に充てられる寄附については、実績報告を簡素化する <p>等の対象拡大及び運用の改善を図ることで、学校法人の経営基盤の強化や産業界との連携の強化を一層図り、設置する学校における教育研究活動を充実させることが必要である。</p>		
	今回の要望（租	合理性	政策体系における政策目的の位置付け

		<p>目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保</p> <p>○私立学校の教育研究基盤の整備</p> <p>・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。</p>
	政策の達成目標	<p>我が国の公教育を支える私立学校が、時代と社会のニーズに対応して主体的な改革に取り組み、教育研究や経営の質の向上につなげていくことができるよう、寄附金をはじめとする民間資金の積極的な獲得を促し、その経営基盤の強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>・学校法人における外部資金獲得状況の改善</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>大学・短大・高等専門学校を設置する学校法人：667 法人（令和6年度）</p> <p>高校以下の学校を設置する学校法人（専修学校を設置する学校法人を含む）：6,987 法人（令和6年度）</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、学校法人がさらに寄附募集を円滑に実施できるようになり、学校法人の運営基盤の強化や企業等法人との連携が図られ、設置する学校における教育研究活動の一層の充実が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様に要望を行う。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	企業等法人の寄附に対する心理的ハードルの除去や、学校法人が本制度を活用する際の負担軽減を通じて、教育研究活動の一層の充実を図るため、学校法人に係る指定寄附金制度の充実や受配者指定寄付金の手続の簡素化が必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			平成16年度 受配者指定寄付金制度について、審査手続等の簡素化について措置